

第19回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年1月30日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博
16番 井村 美江	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

4番 前原 良行 12番 増井 道宏 13番 服部 雅基

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光	6区 雲井 正博
7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博	9区 吉成 秀明
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 中西 信之 9区 濱田 武志

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」
議案第5号「非農地証明願について」

報告

報告第1号「農地法第4条の規定による許可申請審議の取下願について」
報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告第4号「使用貸借権にかかる合意解約について」

その他

令和6年度 農地の貸借借情報の提供について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第19回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、2番朝日貴光委員、11番賀出勝也委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、4番前原委員、12番増井委員、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページ及び3ページをご覧ください。

今月は、5件、17筆の案件がございますが、整理番号3番及び4番は営農型太陽光発電施設の転用許可に関わる区分地上権の設定の案件となります。この場合の区分地上権は、営農型太陽光発電施設の上下の区分を定めて設定されるためご自身の農地をご自身で転用する4条許可の場合を除き、5条許可の場合は、3条許可も併せて申請が必要となります。3条許可は、5条許可が下りることを前提に許可されます。このことから、3条は、本来は農業委員会の許可となりますが、総会で議決後も保留とさせていただき、県の5条許可を待って、許可日等を併せる形で許可することとなります。このように、営農型太陽光発電施設の3条許可と5条許可は密接に関連したものでございますので整理番号3番及び4番につきましては、議案第3号と併せてご説明させていただき、審議も一括でご審議いただけたらと思います。

議長（青木会長）

事務局の説明のとおり、整理番号3番及び4番は、議案第3号の営農型太陽光発電施設の案件と併せて説明し、一括審議としてよろしいでしょうか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

では、整理番号3番及び4番は、後ほど一括審議ということでお願いします。

事務局（次長）

ありがとうございます。

それでは、改めて、議案書の2ページ及び3ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数5件、17筆でございますが、整理番号3番及び4番の2件、2筆につきましては、後ほどの説明、審議とさせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（次長）

整理番号3番と4番は、議案第3号の際に朗読させていただきます。続きまして、整理番号5番を朗読いたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番について、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積1,013㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は、高齢により耕作の継続が難しくなっていると考えており、申請農地の近隣に住んでいる譲受人に所有権移転の話を持ちかけ、双方の意見がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

農地法第3条の許可要件につきましては、所有するすべての農地を効率的に耕作することや必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなどがございます。

実は、譲受人の所有農地には、一部違反転用状態の農地がございまして、事務局の指導により、次の議案第2号の整理番号2番でご説明します、農地法第4条の規定による許可申請を行いましたので、違反転用解消に向けて進めているということを確認、許可要件をすべて満たしているものとして、農地法第3条の許可をしても差し支えないものと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

担当の金西です。現地確認してきました。特に問題はございませんので、ご審議のほどを宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田2筆、合計面積1,798㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は、高齢であることから農業廃止を考えており、親戚であり申請地の近隣に住む譲受人に所有権移転の話を持ち掛けところ、双方の意見がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われまます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 原委員

新居見町の原です。先日、前原町の中西委員さんに協力してもらいまして、現地確認に行っていました。2筆とも何も変わりはありませんでした。みなさま、ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

整理番号3番及び4番は、後ほど説明いただきますので、引き続き、整理番号5番について、審議内容の説明をお願いいたします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、田9筆、畑2筆、合計面積3,406㎡で、申請内容は、相手方の要望による所有権移転の申請となります。

譲渡人は、県外に在住していることから、耕作や管理が難しい状況でした。また、一部の田は、貸し付けていたのですが、水の利用について、不便な面があること等の理由から、賃借人が耕作を休んでいる状態もございました。このままでは、遊休農地化が進んでしまうかもしれないということで、譲渡人が新しい耕作者を探したり、売買を検討したりしていたとのごことです。そのような状況の中で、この度、地元で〇〇関係の会社を営む傍らで、営農も行っている譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

当該申請地は、併せて11筆ございますが、〇〇の畑は銀杏を栽培する予定で、〇〇、〇〇、〇〇の3筆は、〇〇に上がっていく道路の右側にございまして、こちらも銀杏を栽培する予定ということです。残りの農地は、〇〇の西側に広がっておりまして、水稻を栽培いたしますが、こちらの田は水をポンプでくみ上げるため、時間がかかるということで、休耕となっておりますが、譲受人は、このような条件でも構わないということで、意欲を持っておられるということです。

それでは、農地法第3条の許可の要件を満たしているかどうかの確認に移ります。要件は、所有する全部の農地を効率的に耕作していること、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなどがございます。事務局が確認したところ、譲受人は、所有する農地を、農地法の許可なく、自身の経営する〇〇の敷地に転用していたこと、また、3年ほど前に3条許可を受けて購入した農地の耕作ができていないということが判明いたしました。

これらのうち、〇〇の敷地につきましては、今月の議案第5号の非農地証明願の案件でございまして、手続きを進めるということをご指導し、書類が提出されております。

また、過去に3条許可を受けて購入した農地につきましては、耕作されていないことについて事務局から指摘した結果、一部ではありますが、やまももの苗木を植えたとの連絡があり、このことを現地を確認いたしました。今後、これを広げていくとのこと聞いております。

これらのことから、譲受人は事務局の指導や指摘に対して、直ちに対応しており、過去に至らない部分もあったかもしれませんが、農地法第3条の許可はやむを得ないものと考えます。

事務局といたしましては、〇〇の西側の農地は、面積も大きく、令和6年度の調査で遊休農地として認定しておりますので、これが解消につながれば、という思いもございます。

ただ、地元の農業者におかれましては、譲受人に対してご懸念を抱く方もいらっしゃるかと思いますが、農地法の定めの中で事務局としては許可やむを得ないと考えていることにつきましてご理解賜りますようお願いいたします。

なお、新たに取得する農地や以前購入した農地の耕作状況につきましては、事務局も引き続き注視してまいりますので、委員各位におかれましてもお気づきの点がございましたら、情報提供いただければ対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

担当の豊田です。3年ぐらい前の農地取得の際にも、私が担当しておりましたので、今回、申請が出ている11筆のほか、過去に取得した農地も現地を確認してまいりました。

私は、過去に取得した農地を毎月確認に行っておりますが、まったく耕作されていなかったのので、その旨を事務局に報告させていただきました。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

宮田推進委員

田野町の担当の推進委員の宮田です。整理番号の5番ですが、この方は、取得後の耕作面積が約1町8反ほどになるということで、先ほど、銀杏とかおっしゃっていましたが、誰がこの耕作をするんですか。

事務局（次長）

家族で、3名でされるということです。本人と配偶者、子です。

宮田推進委員

私はほぼ毎日農業をしています、あの方たちが農業をしているところを見たことがない。で、取得後に银杏ということで、どんな農業機械が必要なんですか。消毒の機械だけですか。どういう風な農業機械を持たれていますか。

事務局（次長）

トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、トラックとなっております。

宮田推進委員

消毒の道具とかは持たれていない。

事務局（次長）

添付書類の中には書かれておりません。

宮田推進委員

こんなん言ったらあかんかもしれんけど、私が思うのは、木を植えたら植えたなり放ってあるんでないかという気がするということです。それで、取得された場合に、取得後の指導は誰がするんですか。また、農業委員会からお願い程度の弱い指導をするんですか。

事務局（局長）

仮に農業がされてなかった場合、遊休農地という扱いになりまして、農地パトロールの対象となって、通知を送らせていただくということになります。

宮田推進委員

所有権移転がまだの状態だと、まだ強い指導もできると思うけど、一旦、所有権移転してしまったら、おそらく、これ以上の指導はできんですか。

事務局（局長）

そこまでの指導はできません。

宮田推進委員

おそらく、耕作放棄地と同等の状態にはなると思うけど、それも止めようがないんですか。

事務局（局長）

農業委員会としては、書類が整っていれば、やむを得ないという風に判断します。

宮田推進委員

整っていると言うても、二親等以内の親族で耕作することになっとな違うん。耕作者の要件で二親等以内の親族ってなってると思うけど、ということは、取得者の子供、孫になると思うんやけど、ほな、提出されとる申請書を信用するしかないん。

事務局（局長）

私どもの中では、提出された書類で審査していて、家に行って、農業用機械の数を数えたりしてないので、信用しているということになります。

宮田推進委員

これはリースでも可能とは思っとなやけどね、所有してなくても、別にそんなんは、何とでも言えると思うんやけど。友達に借りてるとか。まあ、判断はお任せしますけど。先ほど、事務局からお話があったように、近隣の農業者からは評判が悪い、ごっつい悪いです。以上です。

事務局（局長）

ご意見としては頂戴いたしますが、評判が悪いからと言って農地法上はやむを得ないということで、ご理解いただけたらと思っております。

塚井推進委員

私は、宮田さんと同じく、近隣の農業者で、〇〇なんですけど、〇〇が騒音をまき散らすし、〇〇の上から、煙突があるんですけど、そこから、〇〇を大量にまき散らして、屋根の上に〇〇が山盛りになって、〇〇が風で飛んで、洗濯物や車、庭にまき散らかされて。他にも〇〇用の〇〇を使いよんですけど、これを希釈して、流すというか。以前は、山の方に流して、その時も谷の水が白くなったり、この前もその件で、農業用水、田んぼに水を入れよるところに流して、用水がカルピスみたいになったんを流して、川の中の藻に絡みついて、藻がマヨネーズ状になって。それを市議会議員とか、宮田さんとか、私で行ったんやけど、その時にその息子が言うたことには、これは他の工場でもしよる、反対に肥えの肥料になって、よう育ちすぎて困るとい人も、とこんな風に言って。とにかく、やり得で、謝罪はまずしない。とにかく信用できんですよ。

18番 村岡委員

村岡と言います。今、色々聞きまして、ちょっと不安を覚えたのと、私が不安に思ったのは、小さい畑、田んぼですか、の方ですが、銀杏を植えると言われたんですけど、銀杏ってイチョウですよ。イチョウって、東京なんか街を歩いていまして、葉っぱが落ちたら大変です。滑ります。そんな管理なんかはされないと思うし、もし、銀杏をすべて出荷されるというのであれば、あれですけど、落ちたのを全部取って。もし、そのままにされたら、ものすごいにおいが発生するので、滑って、においがするような環境のものを〇〇の入り口の辺りとか、田んぼとか、よくわからないんですけど、畑とか植えられると聞いて、先ほどのお話とかも聞いて、ちゃんと管理してもらえるのかな、ご近所のみなさんとか、みんなに迷惑をかけないようにしていただける方だったらいいかなと思ったんですけど、今、お話を聞いていましたら、前に嫌な思いをしたことがあるので、どんなものなんでしょうか、と思いました。

事務局（局長）

近隣の方からの評判だったり、銀杏は農業かというところにつきましても、農業をするというところの前提でのお話なので、そのようなご懸念、銀杏に対してのご懸念ということであれば、違う作物をご提案ということはできるのかなと思いますが、ただ、書類上はこういうことで出しておって、人となりは、書類上出てこないこともありますので、農地法に照らし合わせたらやむを得ないということで、ご理解いただければと思います。

議長（青木会長）

果樹園でも結局農地やけんね。柿植えようが、リンゴ植えようが。その中で、銀杏を止めれんのちゃうかなというのは思います。

宮田推進委員

銀杏でも果樹なんですか。

議長（青木会長）

それはなります。

宮田推進委員

放ったらかしに出来るんちゃうん。

議長（青木会長）

それは、柿でも植えとったら放ったらかしというのはあるけん、それはちょっとこちらの方では言えんのよね。

宮田推進委員

不安があります。

議長（青木会長）

それはわかります。わかります。こちらの方としては、一応書類が通ってきて、憶測やそんなんで物を言ったらいかんけんね。

それでは、他に質問はありませんか。

なければ、整理番号5番の審議に入ります。何か、ご質問、ご異議はございませんか。

塚井推進委員

今の言い方だったらね、書類が通つとったらいいというのはわかるんやけど。異議はありませんか、これ、おそらく、質疑はありませんで…。

議長（青木会長）

いや、異議ありませんかと聞いとるでえ。

塚井推進委員

結局、最終的に書類が適正だから、ということで。だったら、必要ないんじゃないですか。

議長（青木会長）

だから質問を聞いて。意見がない人もおるけん。

事務局（局長）

補足させていただきますと、事務局が本來說明せないかん部分が欠けとったりしたときには、ご異議を申し出てくださいと認識しておりますので、事務局が間違った解釈、違うんかいなことであれば、その辺りもご指摘いただければ、ということで、ご意見をお伺いしておりますので。我々の中では、議案を提出する以上、農地法に合致していることを前提に出ささせていただいておりますが、足らない部分、もうちょっと説明を聞きたい部分があれば。

宮田推進委員

異議ありませんかと聞かれたら、異議あります。

議長（青木会長）

それは、今言ってるように、憶測で物を言わんと書類で見てくださいということで。

宮田推進委員

いや、人を見たらわかる。

議長（青木会長）

そんなんは、わしはわからんでえ。

事務局（局長）

これで通さないということになりますと、逆に、どうしたら通るんですか、という形になろうかと思えます。その中で、今、我々の中では、耕作しているところがあって、次にどのようなことをしたら、というのに繋がっていくのかなど。改善してくるということと言えますと。

宮田推進委員

先ほども、豊田さんが言われてましたけど、以前に3条で取得されているところが、その当時の計画どおりされていない、という疑念があります。そのうえ、また土地を取得しようとしているので、また同じようになるんちゃうんかと地元の委員であれば、心配するんは当然と思うんですよ。次は、どないしたらというのであれば、きちっと農業者らしく営農してくれたら、別に問題ないことなんですよ。農業者らしいことをしてくれてないけん、こうしたことをやかましく言わんかったらあかんのですよね。まあ、事務局、農業委員会っていうのは、農地と農村を守るため、っていうことが仕事のひとつでしょ。それを頭に置いて、よく指導していただけたらと。

事務局（局長）

はい。わかりました。

議長（青木会長）

他に何かありませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、転用面積417㎡、転用目的は農業用倉庫、農業用資材置場、露天駐車場でございます。

これは、令和6年10月30日開催の第16回総会にてご審議頂いた案件でございますが再度お諮りするものでございます。

経緯を申しますと、第16回総会の後、農業委員会の意見を附して速やかに徳島県農林水産政策へ書類の送付を行いました。そこでの審査の中で、申請代理人が代理人として該当するかの確認が必要となりました。この代理人は以前も代理業務を行い、県許可に至った経緯があったことから事務局としては問題ないと判断いたしましたが、県からは代理人の変更ができないかとの打診がありました。問い合わせたところ、対応が可能であったことから、15ページをご覧ください。報告第1号『農地法第4条の規定による許可申請の取下願について』にありますように取下願の届出を受け、それを受理し、再度申請を行ったということでございます。

申請内容については変更がないことから詳細の説明は割愛させていただきますが、申請に係る用途に滞滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 賀出委員

担当の賀出です。前回見せていただいた時と何も変わりなく、現在も同じ状況なので、特に問題ないと思います。ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、転用面積530㎡の内の332㎡、転用目的は農業用倉庫及び農業用資材置場でございます。

申請者は、〇〇町在住で3ha弱の農地を耕作している農業者でございます。

申請地は〇〇道〇〇号〇〇橋南詰め交差点より東へ約200mに位置する市街化調整区域内の農地ですが農業振興地域外である為、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

申請地は平成27年1月に農地法第4条第1項第8号の規定に基づき農業用倉庫に適用される農業用施設用地として届出があり、受理した後、倉庫が建設されました。しかし、この申請地が

自宅及び耕作地に近く利便性がよいことから、その後、手続きをせず北側には農業用倉庫を、南側には農業用資材置場を建設し利用してまいりました。

この度、現況と地目を農地法の適用状態にする為、4条申請が提出された追認案件となります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲が宅地及び道路で囲われており、東側は農地に隣接していますが、コンクリート擁壁があり土砂等の流出はありません。

排水については、水路を管理する〇〇土地改良区より承諾書が添付されており、転用についても同じく〇〇土地改良区より支障がない旨の意見書の交付を受けています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

ちょうど、〇〇の現場は、高架の道路が出来ている下なんです。現場を見に行ったら、一部倉庫が建っているところもありました。そのようなことで、すでにもう進んでいるような感じが、その点、ご理解いただき、ご審議お願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、営農型太陽光発電施設に係る、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号3番及び4番、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

先に、議案書の2ページをご覧ください。

申し訳ございませんが、はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。整理番号3番、4番のそれぞれについて、「譲渡人」を「権利の設定をする者」に、「譲受人」を「権利の設定を受ける者」に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、整理番号3番及び4番で、2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

事務局（局長）

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の許可申請審議について」、申請件数は2件、2筆です。申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、事務局から審議内容について説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番及び2番と、議案第1号の整理番号3番及び4番につきましては、関連する内容となりますので、併せてご説明させていただきます。

申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新であります。

借人は営農型太陽光発電を手掛ける〇〇で、貸人は〇〇でございます。また、下部農地の耕作は農地の所有者で、貸人の〇〇が行います。

この申請は、令和6年3月25日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、1年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けておりこの度、期限を迎えることから2度目の一時転用の5条許可申請が提出されました。

議案第1号の整理番号3番、4番の農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、これからご説明する議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に基づき許可することとなりますので、先に議案第3号から説明いたします。

議案第3号の整理番号1番の申請地は、〇〇駅より東へ750mに位置し、整理番号2番については同じく東へ約1.5kmに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、農用地区域内農地にあるおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は、基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ問題ないとの回答を得ております。

営農状況について整理番号1番にてご説明いたしますと、農作物の状況報告書によりますと、令和3年度において収穫はありませんでしたが、令和4年度には120kg、令和5年度には429kg、令和6年度には4,456kgの収穫がありました。

しかし、営農型太陽光発電設備の設置基準では地域での平均的な収量の8割を収穫しなければならないこととされており、令和6年の収穫においても届いていないことから、営農改善計画書が提出されています。これによりますと、土壌については堆肥を追加するなどの土壌改善を行い、また、適度に土を刺し、根を切ることで活性化を行います。収穫については、昨年は早めに刈り取りを行ったため、収量が減ったことから、収穫の方法を見直すことで収量の増加を目指すと言われています。

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、造成等はしないため、問題はないものと思われまます。また、万が一、被害が生じた場合には、賃借人が責任を持って解決するとのこととす。

次に、労働力の確保についてですが、〇〇としての従業員は5名、他〇〇、〇〇等から必要に応じて作業を行うこととなっています。

収穫物の利用については、ドクダミ茶、焼酎、ハンドクリームの原料として納品しています。また、家畜用の飼料としても利用されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号1番及び2番については許可やむを得ないと思われまます。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

それでは、続きまして議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」の説明に移ります。議案書2ページへお戻りください。

申請件数は2件、2筆で、全て田で、合計面積が2,682㎡、それぞれの農地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利で、工作物は、太陽光発電設備施設ということになります。ご自分の農地に、ご自分で営農型太陽光発電施設を設置しない限り、工作物、今回は太陽光発電施設ですが、これを維持管理するため、区分地上権の設定が必要となることから5条許可と同時に3条許可申請が提出されました。

この区分地上権の設定の許可基準としては、通常の3条許可の要件である、所有する農地すべてを耕作することや農業の経験、耕作日数、農業用機械の所有状況、通作距離などの要件、つまり耕作をするための要件を満たす必要はございません。許可基準は2つございまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。

この2つの判断基準のうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、先ほどご説明した5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますが、造成等は行わないため、問題はないものと考えます。また、万が一、太陽光発電施設の設置により被害が生じた場合には、権利の設定を受ける者（転用者）が責任を持って解決するとのことですので。

次に、賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、申請地には、賃貸借などの権利は設定されておりませんので、耕作者の同意は不要ということで、3条許可にあたって問題はないと思われまます。また、3条の許可日と許可の期間につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、5条に併せるといふ形となります。

以上のことから、5条に付随して申請しております、議案第1号の整理番号3番及び4番につきましても、許可要件を満たしていると考えまます。

それでは、議案第1号の整理番号3番及び4番と議案第3号の案件について一括審議を宜しくお願いいたします。

以上でございます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の村岡委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 村岡委員

村岡です。1月16日に事務局から電話がありまして、現地確認に行っていました。昨年と変わらず、作付けはしてありました。収量のことにはわからないんですけど、昨年と同じような感じに見えました。周りの田畑に迷惑をかけるようなことは別にないと思っておりますので、ご審議のほどを宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、議案第1号の整理番号3番及び4番、議案第3号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号3番及び4番、議案第3号は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号及び議案第3号の審議をすべて終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は42件、78筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今月の案件には、1の賃借権、2の使用貸借権のほかに、3の所有権という種類がございますが、あまり事例がございませんので、ご説明させていただきたいと思っております。

農地の貸し借り（賃貸借や使用貸借）や、農地を耕作する目的で所有権移転（売買）する場合の手続きについては、農地法第3条による許可が必要とされておりますが、その特例として、農業経営基盤強化促進法に定める利用権設定等促進事業がございます。この利用権設定等促進事業として、農用地利用集積計画を作成し、計画を公告することで、農地の賃貸借や売買が可能となります。

農地法3条の許可が、貸し借りや売買について双方が合意した後に、許可申請を行うのに対し、基盤法による利用権設定等の手続きでは、農地の貸借や売買により、担い手などに農地の利用集積を進めるため市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の意見を聞き、公告することで成立します。

農地法による貸し借りと基盤法による貸し借りの違いは、農地法の場合は、許可ですので、申請に必要な書類が多く、手続きが比較的煩雑だったり、期間が満了しても自動で更新するため、合意解約が必要となります。基盤法は、提出書類も少なく、期間が満了したら、お互いが更新手続きをしなければそこで終了になり、貸し手に農地が戻るといった仕組みになっています。しかし、農地法は市街化区域も対象ですが、基盤法は、農地の利用集積が目的のため、市街化区域は対象外となります。

今回の所有権移転（売買）の場合は、農地法の申請では、同じく、申請書類が多く煩雑で、基盤法は比較的簡易な手続きとなり、市街化区域が対象かどうかも同様です。そのほかに両者の大きな違いとしては、基盤法による所有権移転では、売り手に対し譲渡所得税の特別控除、買い手に対しては登録免許税と不動産取得税の減額措置があるのに対し、農地法ではそのような控除がないということになります。

なお、農用地利用集積計画の作成にあたりましては、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

その要件とは、計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどをございまして、今回の案件は、これらの基準を満たしているものと考えます。

7ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してあります。所有権の移転の案件は、13ページに記載しておりますのでご確認ください。

最後に補足になりますが、この農用地利用集積計画が、地域計画策定後は、農用地利用集積等促進計画に移行するというところで、それに伴い、今回のような所有権移転の案件は、徳島県農業開発公社が直接の窓口となりまして、対象者の要件も複雑になるというところでございます。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは、議案第4号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第4号については、可決と認めます。
以上で議案第4号を終了いたします。
引き続き、議案第5号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の14ページをお開きください。
議案第5号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。
田1筆、面積941㎡、宅地としての非農地証明願になります。
申請人は昭和43年創業の〇〇を経営している〇〇でございます。
〇〇は、〇〇で主に〇〇や〇〇等を製造している事業所でございます。
設立当初は県道〇〇号〇〇線に隣接地約1,000㎡に〇〇を建設し事業を行っていましたが事業拡大の為、平成3年申請地に〇〇を増築し、現在も継続して事業を行っております。
この度、現況地目と登記地目の相違を解消する為、非農地証明願の提出となりました。

申請地の全部には鉄骨建ての〇〇が存在することは事務局においても現地の確認を行っております。また、平成14年5月21日付けの国土地理院の航空写真において〇〇の存在が確認されています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないとして問題ないこと証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

なお、地区担当である豊田委員、宮田委員、塚井委員にも事前にご相談させていただいたところ、農地への復元が不可能、困難とはどのような状況をいうのか、今回の案件は復元できるのではないかとの質問がございました。この農地への復元が不可能、困難は徳島県農地関係事務処理要領に非農地証明書が交付できる場合として記載されていることから、徳島県農林水産政策へ問い合わせたところ、建築面積が何平方メートル以上の建物である等の数値基準はないが、今回のような建物の場合は非農地証明書の交付はやむを得ないのではないかとのことでした。以上です。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

担当の豊田です。

非農地証明について、現地確認のうえ、事務局とも相談させていただきました。

その中で、今回の申請は県の事務処理要領に記載された必要書類の提出があり、また、条件的にも証明書を交付できる場合に該当するとのことでしたが、正直、判断がつきかねておりますので、みなさま、ご審議いただけますよう宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

宮田推進委員

田野町担当の推進委員の宮田です。先ほど、所有者の名前とか所在地とか、局長の方から説明があったときに、地目が田ではなく、宅地と言ったと思うんですけど、すでに宅地になつてんですか。

事務局（局長）

宅地としての非農地証明願になります。

宮田推進委員

これからするっていうことですか。

事務局（局長）

そういうことです。

宮田推進委員

わかりました。それで、農地に復元が困難であると確認って、私にきた文書に書いてあったんですけど、困難って決めつけとんでないですか。私に文書送ってきた時点で。これってそう解釈

していいん。農地の復元が困難な確認っておかしくないん。はっきり言うとね、私は、復元可能と考えております。現地は、事務局、見たんでしょ。プレハブの二階建てじゃわね。見てないんかい。

事務局（局長）

見てます。

宮田推進委員

見たんでしょ。プレハブだったでしょ。

事務局（局長）

鉄骨造と確認しております。

宮田推進委員

あれをプレハブっていうんです。現場小屋、現場事務所みたいなやつ。鉄骨って言ったら、軽量鉄骨とか重量鉄骨とかあるけんね。あれはプレハブ住宅っていうんですよ。あんなんすぐに撤去しようと思ったら、できるでしょ、と思いますけどね。

事務局（局長）

私が見たところ、不可能と…。

宮田推進委員

私にこういう文書送ってきたということは、私が考えたのは、事務局の方は時効成立で、時効で押して行ってやろうという考えしかないな、と。私に困難っていうんを見させとって。ほんな考えなんやなと思って。これって、今、登記地目は田ですよ。そしたら、田っていうのはその当時、昭和40何年にこのような状態にしたのかは知らんけど、転用許可取ってない、無許可転用で、〇〇の材料置場に数年使って、次は、違法建築で、その上にプレハブを建てて、そんでおまけに、その上に〇〇を住ませとんよ。違法の上に違法を重ねて、違法の上塗りしまくりよ。農業委員会はどこまでが担当になるか知らんけど、土地のことだけだろけん、建物は県の住宅指導課の管轄になるんだろうけど。建築許可の取れていない建物というのは、また別のところになるんだろうけん、それを、市の農業委員会が黙認しようとしているとしか思えん。始末書一枚で済まそうとしよるでしょ。私から見たら、早く農業委員会の前を通り過ぎて行ってくればらと思っているとしか見えんのよ。農業委員会としたら、これは、もう非農地証明すんなりと出す考えですか。

事務局（局長）

これが特別というわけではなく、客観的に見たところ、農地への復元が困難という判断でございます。その上、必要な書類がすべて整っているというところで、やむを得ないと考えております。

18番 村岡委員

よくわからないんですけど。ここで、もし、通らないという判断をしても、それは絶対だめなんですか。議案が出た来た時点で、地元の委員さんも推進委員さんも疑問を持っておられるのに、ここに載った時点で、もう、何が何でも通さないといけないんですか。

議長（青木会長）

今までもこういう案件は、たくさんあるんです。そしたら、今言ったように、始末書ひとつで、みんな通してきとんよ。ずっと。どこでもやけん。始末書でいけるってなってしまうとんが問題と言えば問題やけど。20年も前に家を建てたんを。農業委員会は、まあ言うたら、権利もないしね。うちの場合は、県の許可やけん、県がどう判断するかが一番の問題じゃわな。極端に言うたら、農業委員会に言うてもあかんじゃなくて、家を建ててるということは、(略)。

今言るように県の方が始末書で済ましてきとるけんね、そういうことでずっと来とんよ。

宮田推進委員

後で聞こうとお持ったんですけど、今、会長がおっしゃった、〇〇とか農業振興地域の現況、青地なんか白地なんか、(略)、それを教えてほしかった。

事務局（局長）

白地でございます。(略)と考えております。

宮田推進委員

農業委員会から(略)、やってないんですか。

事務局（局長）

やってません。

宮田推進委員

すぐにやってもらえますか。

事務局（局長）

私が思うのは、(略)、我々が審議するのは農地法によるところで、規則にのっとって、これが非農地に当たるかどうかというところで、(略)、やっておりません。

宮田推進委員

(略)。参考のひとつにはなるのかなと思って聞きよんですけど。聞く気はないんですか。

事務局（局長）

聞くことについては、やぶさかではございませんが、参考意見ということで、問い合わせることは可能です。

宮田推進委員

今確認してもらわないと。今日、これ、審議通すんでしょ。

事務局（局長）

では、今確認します。

宮田推進委員

ちょっと待って。今、他の委員さんからも、次回の総会に持ち越して出来るんですか、って。そしたら、今すぐに、ってせんでもいいんやけど。

事務局（局長）

可能ではございますが、この後、色々案件もございますので、今聞いてわかるのであれば、今、お答えさせていただければと思います。

宮田推進委員

じゃ、調べに行ってもらって。それで、先ほど、同じ推進委員の塚井委員さんからお話があったように、この人、〇〇の周辺で、農業用水路に〇〇の廃棄物を垂れ流して、塚井さん、ちょっと言うのが早すぎたな。先ほど、塚井さんが言ったように、牛乳のような白い液を流して、まあ、〇〇なんで、〇〇を使いますよね、用途によって、〇〇の濃度があるんだろうね、買い手によって〇〇の濃度を変えているらしい。その時に、今まで使っていた〇〇を洗浄するんで、一日に何回か洗浄して、普通だったら、それをタンクに入れて、専門に引き取ってもらうんだろうけど、なんでか知らんけど、農業用水路に流して、今から、3年か4年前だったと思うんですけど、毎日のように流してきて、そんで、地域の農業者の方は困って、私も、本人に流したら困るでないかと申し入れ、市の環境課の方にも申し入れて、市の環境課は、県の環境課にも申し入れて、市と県で調査してくれて、環境課から困るでないかと申し入れて、注意もしてくれて、指導もしてくれたんですけど、なかなか止まらんかった。私もいつまでも待てるので、次見つけたときは、小松島警察署の方に連絡しました。水質汚濁防止法の違反をしよるんで、見に来てくださいということで。すぐに、小松島警察署が見に来てくれて、夕方、どのような処理をしました、ということで、報告いただきました。ほんで、指導しましたと連絡くれたんですけど、私は水質汚濁防止法のきつい違反という感覚があったんで、逮捕せんかったんで、と私は警察に言いました。警察に連れて行ってくれると期待しとったんやけど、警察も環境のことはよくわからんというて、県の環境課の話で、指導で、これだったら逮捕まではいけんあというて、そこまではいかんかったということです。その後もまだ流しよったんで、県もこれは見過ごせんというんで、今度は強い言葉で指導をしてくれたと思います。私の方もあっちこっちに連絡をして、直接、申し入れはさせていただきました。どれが効果があって止まったかはわかりませんが、最近までは止まっておりました。年末にまた水路の下の方に白いんが見えたんで、〇〇の従業員にまた流しよんかと、社長に私が怒んよるといってけよというたら、それからすぐに水路の掃除が始まって、怒られたらいかんと思っただろうけど。まあ、ほういう風な状態です、今。塚井さんにしたら、〇〇なんで、先ほどもご自分で言われてましたけど、〇〇が飛んでくるんで。普通だったら、〇〇やけん、〇〇。ほれを吸引して、屋根の上の方に排出しよんだらうけど、普通はほれにフィルターを付けて、空気だけを放り出して、〇〇はあるところに集まるようになってんだらうけど。おそらく、フィルターを外してしもて、そのまま排出しよんだらうけど、民家の方に〇〇が飛んでくる。隣の人だったら、夏に網戸もできん、洗濯物も干せん状態で困るけん、先ほど言われたと思うんですけど、こういう風な業者から出てきとることについて、はい、はい、というよりは、先ほども私が言うたように、農業委員会は、農地とか農村を守るのが、ひとつの仕事なんで、一筆、始末書を出してもらおうやけど、それに周辺農地へ迷惑をかけない、とか周辺住民に迷惑をかけないとか、1、2行入れてもらおうというようなことを指導していただきたいんやけど、どうですか。

始末書って、どんな文言で、出してもらおうと思っとなですか。

事務局（局長）

始末書はもう出ております。「非農地証明願」を出すにあたり、現況は20年以上より前から、建物を建てて利用しておりましたが、今回、農地法に違反していることを深く反省しております。今後は、農地法を遵守し、違法行為をしないことを制約し、一切の手続き行為を行うことを確約し、本始末書を提出いたします。」とされております。

宮田推進委員

せめて、周辺農地に迷惑をかけないとか付け足していただきたいんですけど。

事務局（局長）

それを申し出ることには可能なんです。

宮田推進委員

これちょっと塚井さんに話しかけてもいいんですか。

事務局（局長）

では、一旦休憩で。

議長（青木会長）

今、言よることはわかるんやけど、土地買うんには関係ないと思うんよ。

宮田推進委員

いや、今は土地を買うんでなしに、非農地証明の方。私が言いたいんは、塚井さん、〇〇のことは入らんでもかんまんの。（やり取り、聞き取れず。）ほな、付近の農地に迷惑をかけんというだけでも入れてもらうん。

事務局（局長）

入れることはやぶさかではないんですけど、始末書につきましては、文言がこう書かれていなかったら、始末書の効力が発生しないとかではありませんので、始末書については、提出いただいているということで、ご審議いただければと思います。

宮田推進委員

始末書ってそういう風な文言が入ってなかったら、始末書にならんとかいうわけではないんですよ。それはそうと思うんやけど、別に書いてもらってもいいんではないん。普通の良心的な業者だったら、私もこんなことは言えへんのですよ。並の業者ではないけん、こんなこというんですよ。私の田んぼに引く水だけでなしに、周辺の田んぼ皆が困るとるけんね。私は、この辺りの農地の人の代表として、言よる部分があるんですけど。どうなんですか。

事務局（局長）

ただ、徳島県農地関係事務処理要領では、手続きの添付書類として、始末書は必須ではないことになっております。その上で、始末書の方を提出しておりますので、事務処理要領としては、始末書がなくても、書類は整っているということをご理解いただければと思います。

宮田推進委員

ほうなんじゃ。ほな、結局悪いんは、私が言うたように、昭和40年代の農業委員しよった人、農業委員会の事務局が見落としたりとったんが悪いということやな。

事務局（局長）

違反転用なされたときに、指導なりができてなかった、と推測されます。

宮田推進委員

早い話が今頃言うたってしょうがないということか。しんだい話、やめとくわ。

議長（青木会長）

他に異議ありませんか。

（※「なし」の声あり）

事務局（局長）

先ほどの〇〇の方は、（略）ということでした。

宮田推進委員

わかりました。私も（略）、わかりました。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第5号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の15ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可申請の取下願について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

整理番号1番は、先ほど、議案第2号の整理番号1番でご説明いたしましたが、令和6年10月30日開催の第16回総会でご審議いただいた案件を取り下げということで、取下願が提出されました。

届出を受付し、事務局長の専決処分により、確認した後に県に提出し、県より、令和6年12月17日付で、取下げの受理通知が交付されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号

整理番号1番は、田1筆、面積773㎡で、太陽光発電施設としての5条届出が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

整理番号2番は、田1筆、面積502㎡で、露店駐車場としての5条届出が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数5件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

報告第4号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数6件、7筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和6年度 農地の賃借料情報の提供について」

事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

お手元にお配りしております、「資料①令和6年度 農地の賃借料情報の提供について」をご覧ください。

農地法第52条の規定により「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされています。

平成21年12月に改正されました「農地法の一部を改正する法律」の施行により、従来の標準小作料制度が廃止され、これに代わり同年12月11日付け農林水産省より通知された「農地法の運用について」では、「農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること」とされ、算出された賃借料については、ホームページや広報などで広く提供することとされています。

それでは、令和7年に公開する予定の賃借料情報として収集・集計されたデータについて、ご説明いたします。

お手元に配布させていただいております資料①をご確認ください。

この表につきましては、令和6年1月から令和6年12月までに小松島市内で締結、公告された賃借料情報をもとに集計し、物納の場合は、米1袋30kgを9,700円と金額換算しております。この金額は、JAで確認した令和6年に収穫されたお米の1袋30kgあたりの取引価格です。

なお、表中の賃料の平均につきましては、特別の事情により取引されたと思われる異常値、異常に高い、安いなどのデータにより平均値の信頼性が損なわれないよう、まず全体の平均値を求め、全体の平均値の1.7倍を超えるもの及び0.3倍未満のものを特殊取引として除外のうえ算出した値でございます。

また、金額は100円未満を四捨五入のうえ100円単位といたしております。表中の賃料の最大、最小の欄につきましては、特殊取引を除外する前の金額を表示しております。

この賃借料情報は、小松島市で昨年1年間に締結（公告）された平均値でございます。この価格で必ずしも契約をする必要はございませんし、あくまで参考としていただければということで公表をしております。

それから、昨年度も、同様にこの賃借料情報について、ご説明させていただきましたが、小松島市の手順は、県の事務処理要領に添った形で算定しておりまして、いくつか他の自治体にも聞き取りした限り、ほぼ同様の手順で、賃借料の算定をしておりましたので、今年度も引き続き、今までどおりの手順で算定をさせていただいております。

最後に、本日ご確認いただいております賃借料情報につきましては、「小松島市のホームページ」及び「広報こまつしま3月号」にて公表する予定となっております。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま事務局より説明がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

質疑等がないようですので、「令和6年度 農地の賃借料情報の提供について」は、承認といたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より、事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後3時10分

会議録署名委員 2番 朝日 貴光 委員 11番 賀出 勝也 委員